

宅地建物取引士死亡等届出書

宅地建物取引士について、宅地建物取引業法第21条の規定により、次のとおり届け出ます。

提出日を記入

令和〇〇年〇〇月〇〇日 ←

青森県知事 殿

死亡の場合の
届出者は「相続人」届出者 住所 所
氏名 青森市長島3-5-19
宅建 太郎受付番号
*-----受付年月日
*-----届出時の登録番号
0 2 ----- 8 8 8 8 -----

届出法第18条第1項の登録を受けている者と届出人との関係

1. 相続人 2. 本人 3. 法定代理人 4. 同居の親族

- 届出の理由
- 1. 死亡
 - 2. 法第18条第1項第1号
 - 3. 法第18条第1項第2号
 - 4. 法第18条第1項第3号
 - 5. 法第18条第1項第4号
 - 6. 法第18条第1項第4号の2
 - 7. 法第18条第1項第4号の3
 - 8. 法第18条第1項第5号
 - 9. 法第18条第1項第5号の2

届出法第18条第1項の登録を受けている者の氏名

宅建 大和

性別

1. 男 2. 女

生年月日

S 25 年 2 月 5 日

登録年月日

S 50 年 5 月 1 日

本籍

青森市長島三丁目5番19号

住所

青森市長島3-5-19

宅建業者に勤めてない場合
記入不要業務に従事する(又は
していた)宅地建物取
引業者に関する事項

商号又は名称

株式会社 青森宅建不動産

免許証番号

国土交通大臣
青森県知事 (3) 第 9999 号

届出事由の生じた日

R 2 年 10 月 3 日

死亡の場合は
『戸籍謄本』記載の亡くなった日付

確認欄

*